

埼玉県中学校長会 研究部、専門部規約

第1条 会則第14条の研究部、専門部は次のとおりとする。

- 1 研究部員は、全会員をもって組織する。
 - (1) 研究部は年1回の研究協議会を開催する。
 - (2) 研究部には、部長、副部長（若干名）を置く。その選出は部員の互選による。
- 2 専門部は、東、西、南、北より選出された若干名で組織する。
 - (1) 調 査 部・・・会の活動上必要な調査、研究を行う。
 - (2) 編 集 部・・・広報の発行、各種研究紀要等の発刊を行う。
 - (3) 人事給与対策部・・・必要かつ重要事項について当局への要望、陳情等
人事、給与対策に関する調査研究を行う。
 - (4) 修学旅行対策部・・・修学旅行の研究、対策を行う。
 - (5) 専門部には、部長、副部長（若干名）を置く。その選出は部員の互選による。

第2条 部会は、部長の招集により開催する。